

豊中市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者に対して自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、身体障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号に該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 助成対象者自ら、配偶者又は申出者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の前年（1月から6月までの間に申請する場合にあたっては、前々年）の所得（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第11条に規定する所得をいう。）の額から同令第5条各項に規定する控除額を除いた額が、申出者にあつては同令第7条、配偶者又は扶養義務者にあつては同令第2条第2項に規定する所得額を超えない者
- (3) 運転免許証を所持している者
- (4) 過去5年以内にこの要綱と同旨の助成を受けていない者。

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、助成対象者自ら又は当該助成対象者と生計を同一にする者が所有し、助成対象者自らが運転する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。）の手動運転装置等の改造に要する経費とする。ただし、割賦購入（ローン）等により自動車を購入している場合であつて、自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」欄に助成対象者又は当該助成対象者と生計を同一にする者の氏名が記載されているときは、当該車両は助成対象者自ら又は当該助成対象者と生計を同一にする者が所有しているものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、100,000円を限度とする。

(助成金の交付申出)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、豊中市身体障害者自動車改造費助成申出書に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 運転免許証
- (3) 自動車検査証
- (4) 改造業者の改造費見積書

(助成金の交付決定)

第6条 豊中市長は、豊中市身体障害者自動車改造費助成申出書を受理したときは、申出内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、豊中市身体障害者自動車改造費助成決定又は却下通知書により申出者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 助成決定を受けた者は、豊中市身体障害者自動車改造費助成金請求書を豊中市長に提出しなければならない。

- 2 助成決定を受けた者は、自動車改造の完了後に改造に要した費用の領収書を豊中市長に提出しなければならない。

(助成金の取消し)

第8条 市長は、助成決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込又は不正の行為によって助成の決定を決めたとき
- (2) その他市長が助成する事が不相当と認めたとき

- 2 市長は前項の規定により利用を取り消したときは、豊中市身体障害者自動車改造助成取消決定通知書により助成決定を受けた者へ通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 豊中市長は、前条の規定により取消したとき又は助成決定を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の返還を命ずることができる。

(書類の様式)

第10条 豊中市身体障害者自動車改造費助成申出書、豊中市身体障害者自動車改造費助成決定又は却下通知書、豊中市身体障害者自動車改造費助成金請求書及び豊中市身体障害者自動車改造助成取消決定通知書の様式については、別に定める。

附則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成21年6月24日から施行する。

附則

この要綱は平成22年6月1日から施行する。

附則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附則

この要綱は令和 7 年 6 月 23 日から施行する。